明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（七五）　九
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（七七）　五
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（七八）　四
○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（七八）

〔政　令〕
○財務省組織令の一部を改正する政令（二一五）　二
○防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二一六）
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二一七）　三
○社会保障制度改革推進本部令（二一八）

〔条　約〕
○南インド洋漁業協定（九）　三

〔府　令〕
○店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四五）　三

〔告　示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁三七）　三
○保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準の一部を改正する件（同三八）　三
○店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件の一部を改正する件（同三九）　三
○南インド洋漁業協定への日本国の加入に関する件（外務二〇五）　三
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働二六三）　三
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同二六四）　三

〔官庁報告〕
産　業
日本工業規格（経済産業省）　三

〔公　告〕
諸　事　項
官庁
税理士懲戒処分関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
平成二十五年度決算（都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会）、厚生年金基金解散・清算人就任、日本放送協会入札公告の訂正関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　四〇

本号で公布された法令のあらまし

◇日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（法律第七五号）（総務省）

1　国民投票の投票権年齢、選挙権年齢等関係

(一)　国民投票の投票権年齢に係る経過措置規定等の削除及び検討条項の再規定

(1)　日本国憲法第九六条に定める日本国憲法の改正（以下「憲法改正」という。）について、国民の承認に係る投票（以下「国民投票」という。）の投票権を有する者の年齢（以下「国民投票の投票権年齢」という。）に係る経過措置規定等を削除することとした。（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成一九年法律第五一号。以下「憲法改正手続法」という。）附則第三条関係）

(2)　国は、この法律の施行後速やかに、年齢満一八年以上満二〇年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、国民投票の投票権年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号）、民法（明治二九年法律第八九号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の検討条項を設けることとした。（附則第三項関係）

(二)　経過措置

この法律の施行後四年を経過するまでの間にその期日がある国民投票の投票権年齢は、満二〇年以上とすることとした。（附則第二項関係）

2　公務員の政治的行為に係る法整備関係

(一)　純粋な勧誘行為及び意見表明についての国家公務員法等の特例並びに組織的勧誘運動の企画等に係る検討条項

(1)　公務員は、公務員の政治的目的をもって行われる政治的行為又は積極的な政治運動若しくは政治活動その他の行為（以下「政治的行為」という。）を禁止する他の法令の規定（以下「政治的行為禁止規定」という。）にかかわらず、国会が憲法改正を発議した